

## 町内で不法投棄が発生



# 不法投棄は犯罪です！



一部の心ない人による、山林、道路、空き地など、人目に付かない場所へのごみの不法投棄があるとを絶ちません。

・人気のない山林などに廃棄物を捨てる

・資材置き場などに廃棄物を放置する

・空き地などに廃棄物を運んで穴を掘って埋める

・道路沿いにタバコの吸い殻や空き缶などを捨てるなど不法投棄されたごみを放置することは、地域の景観を損なうばかりか、新たな不法投棄の誘発や環境汚染などの原因となつてしまいます。

**不法投棄は重大な犯罪です**

ごみの不法投棄は、法律に違反した犯罪行為で、5年以下の懲役もしくは1000万円（法人は3億円）以下の罰金、または併科となります。

**不法投棄を防止しましょう**

不法投棄の防止には、不法投棄されない環境をつくるのが大切となり、清潔に管理されていない土地は、不法投棄のターゲットになりやすくなります。自分の土地にはこまめに足を運ぶことや、草刈りをして清潔に保つなど、管理を徹底しましょう。

また、みだりに人が立ち入れないように囲い・防犯灯の設置なども効果的です。

地域住民皆さんの不法投棄への監視の目が、きれいなまちづくりへ繋がりますので「**不法投棄は絶対に許さない**」という気持ちでご協力をお願いいたします。

**不法投棄をしている人を発見したら**

不法投棄をしている人を発見した場合または不法投棄をした人が特定できそうな証拠品を見つけた場合は、「日時や場所、投棄物の種類、投棄者の特徴、車両のナンバー」など、わかる範囲で結構ですので記録していただき、住民生活課 環境衛生係（☎84・2121）へご連絡ください。

なお、ご自身の安全を確保していただき、投棄者に接触したり連絡したりすることは、危険ですので絶対に避けてください。

**土地の所有者が管理責任を問われる場合もあります**

土地の所有者（管理者）は、自分の土地に不法投棄をされたときは、投棄者が不明な場合、その廃棄物を土地の所有者が処理しなければならぬ場合があります。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第5条 土地又は建物の占有者（占有者が不在の場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

**問住民生活課環境衛生係**



↑町内で見つかった不法投棄の現場

## PCB廃棄物の処理期限が迫っています

PCB廃棄物は法律に定められた期間内に処理しなければなりません。事業所や倉庫でPCB使用機器が使用・保管されている場合は、期限内に計画的な処理をお願いします。

### ●PCB廃棄物の処分期間

**高濃度PCB廃棄物**  
変圧器・コンデンサー  
令和4年3月31日まで

・安定器など  
令和5年3月31日まで

**低濃度PCB廃棄物**  
令和9年3月31日まで

※高濃度PCBに該当する機器は、現在使用中であっても使用を止め、期間内に処分する必要があります。低濃度PCB使用機器についても、計画的に使用を中止し、期間内に処分してください。

※処分期間後に未処理の機器が確認された場合は、行政処分や罰則の対象となります。

### PCB廃棄物の処分先

・高濃度PCB廃棄物↓中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北海道PCB処理事業所

・低濃度PCB廃棄物↓国の無害化処理認定施設または許可施設

**PCB廃棄物を発見したら**  
行政への届け出や処分業者（JESCOなど）との契約が必要ですので最寄りの行政機関にご連絡をお願いします。

**北海道環境生活部環境局循環型社会推進課大気環境係**

☎011・204・5192

内線24・325

## 介護保険要介護認定高齢者に係る

# 障害者控除・おむつ代の医療費控除

要介護認定を受けている高齢者などが、所得税や住民税の申告の際に、税の控除を受けるための認定書、証明書を申請により発行します。

### 障害者控除対象者認定書

障害者手帳（身体・精神・療育）の交付を受けていない場合でも、次の対象者には認定書を発行します。

#### ●対象者

##### 障害者控除

- ・65歳以上で要介護者
- ・要介護認定資料に基づく障害高齢者日常生活自立度AもしくはBランクに該当または認知症高齢者等日常生活自立度Ⅳランクに該当する人

##### 特別障害者控除

- ・65歳以上で要介護者
- ・要介護認定資料に基づく障害高齢者日常生活自立度Cランクに該当または認知症高齢者等日常生活自立度Mランクに該当する人

#### ●控除額

障害者控除	所得税 27万円	住民税 26万円
特別障害者控除	所得税 40万円	住民税 30万円

### おむつ代の医療費控除証明書

要介護認定を受けている人で、町が発行するおむつ代の医療費控除証明書により、医師による治療を受けるため必要な費用であることが明らかにされたものについては、医療費控除の対象となります。

おむつ代の医療費控除証明書は、医師が作成する「おむつ使用証明書」をお持ちのうえ、保険給付係で申請をしてください。また、この申請をするのが2年目以降の場合は、「おむつ使用証明書」は不要となります。

#### ●控除額

その年中に支払った医療費の総額から、保険金などで補てんされる金額を除き、さらに10万円または所得金額の5%のいずれか少ない額を差し引いた残りが医療費控除額となります。

### 問い合わせ

保健福祉課保険給付係（認定書・証明書の発行）  
税財管理課課税係（税の控除）

## 令和3・4年度

# 競争入札参加資格審査申請の受付

令和3・4年度において、町が発注する建設工事・業務委託または物品の購入・賃貸借等の契約に係る競争入札に参加を希望する場合は、競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

### 提出方法

#### ●受付期間

令和3年1月15日（金）～2月12日（金）  
※土日・祝日を除く。

#### ●提出先

##### 雄武町役場

- ・建設工事、設計、測量については、**建設水道課土木管理係**
- ・物品の購入および賃貸借等については、**税財管理課管財係**

※町外業者は、原則、郵送による提出、町内業者については、郵送または持参により提出してください。

#### ●提出書類

- ・建設工事、設計、測量の申請書類については、北海道公契連モデル（市町村統一様式）を使用し、別表の関係書類を添付のうえ、建設水道課土木管理係に提出してください。

- ・物品の購入および賃貸借等の申請書類については、北海道統一様式および雄武町様式または申請（者）独自の様式を使用し、別表の関係書類を添付のうえ、税財管理課管財係に提出してください。

#### 【別表】

区 分	法人	個人
商業登記簿謄本（写し可） （3か月以内に発行したもの）	○	
納税証明書 （国税および都道府県税、写し可） ※町内業者は、町納税証明書も添付	○	○
許認可等に関する証書の謄本（写し可）	○	○
誓約書（暴力団員または暴力団関係事業者に該当しない趣旨の誓約書）	○	○

※町内業者については、町税等の納付状況確認書を提出してください。

※町外業者については営業所一覧表を提出してください。

### 問い合わせ

建設水道課土木管理係（建設工事、設計、測量）  
税財管理課管財係（物品の購入および賃貸借等）